

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

告示
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告示

鳥取県告示十三十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和五十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和五十八年十二月一日

鳥取県知事 西尾邑次

種類		同一の単位とされる保安林の所在場所										皆伐面積の限度	
市郡名		町村名					大字名			字名		単位区域名	
水源かん養保 安林	土砂流出防備 林	害防備保安 林	土砂流出防備 林	保健保安林	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	八頭郡	河原町 村を除く全町家	八頭郡	東部地区	八頭地区
鳥取市	岩美郡	八頭郡	八氣岩鳥 頭高美取 郡郡郡市	"	"	"	"	"	"	八頭郡市郡	八頭郡市郡	八頭郡市郡	八頭郡市郡
福部村	福部村	国府町	河原町	用瀬町	船岡町	佐治村	用瀬町	船岡町	智頭町	若桜町	若桜町	若桜町	若桜町
大字赤波	大字水口	大字殿	字喜才谷山	平字池 ノ内下	字明見谷東	平字池 ノ内下	字喜才谷山	明見谷東平	船岡町	智頭町	若桜町	東部地区	八頭地区
八八四〇四	一・三九	一・五八	〇・九三	〇・四六	〇・八	〇・五八	〇・一〇	八・四一	用瀬町	船岡町	若桜町	二三九〇	二一〇三・七八
四二・九五	〇・三〇	五・六〇	一・〇	一・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九・四四	佐治村	智頭町	若桜町	二三九〇	二一〇三・七八
鳥取福部	鳥取福部	岩美郡	河原町	鳥取地区	鳥取地区	鳥取地区	鳥取地区	九・四四	船岡町	智頭町	若桜町	二三九〇	二一〇三・七八

